

令和7年度既存住宅用
太陽光設備等設置促進事業補助金

既存住宅への 太陽光パネル 蓄電池 設置費を補助!!

太陽光パネル

最大 **10万円**

(定格出力10kW未満)

(1kWあたり25,000円)

蓄電池

一律 **10万円**

(蓄電容量4kWh以上)

さらに…

長野県の補助事業と併用可能！

今こそ、お得にエコ生活を始めるチャンス!!

お問い合わせ

塩尻市役所 生活環境課

電話 0263-52-0744

／詳細はホームページで！／



1 補助の対象設備

太陽光パネル

次の要件を全て満たす、既存住宅の屋根等に設置する太陽光パネル

【設備の要件】

- 太陽光パネルまたはパワーコンディショナーのいずれか低い方の定格出力が10キロワット未満のものであること
 - ※増設する場合は、既存の太陽光パネルと対象パネルの最大出力の合計が10キロワットを超えると対象になりません。
- 既存住宅は、申請日の1年以上前に建築が完了したものであること
- 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者と同法第2条の13に規定する小売供給契約を締結したものであること
- 新たに購入したものであること
- 太陽光パネル設備の設置工事の契約日が令和7年4月1日以降であること

太陽光パネルと蓄電池の補助は併用可能です！

蓄電池

次の要件を全て満たす、既存住宅に設置する定置型蓄電池

【設備の要件】

- 蓄電池の蓄電容量が4キロワットアワー以上のものであること
- 既存住宅は、申請日の1年以上前に建築が完了したものであること
- 太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電でき、その電気を住宅で使用する事ができるものであること
- 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるものであること
- 新たに購入したものであること
- 定置型蓄電設備の設置工事の契約日が令和7年4月1日以降であること

2 補助金額

このチラシの表面に記載のとおり

※補助金の交付は、同一の対象設備につき1回限りです。

3 補助金申請の流れ



4 補助金交付の対象者

次の要件を全て満たす方が補助金交付の対象者となります

- (1) 自ら居住する市内の住宅（住宅に事務所等を兼ねるものを含む）に対象設備を設置しようとする方
- (2) 補助金の交付申請をした年度内に対象設備の設置を完了できる方
- (3) 市税等の滞納がない方
- (4) 設備設置後、1年間環境家計簿に取り組むことができる方
 - ※環境家計簿は実績報告後、市から送付します（HPからダウンロードも可能です）